平成２４年（フ）第３３５号
長崎県長崎市北栄町６番12号、旧住所愛知県名古屋市港区泰明町２丁目13番地
債務者　宇野　　綾（旧姓中塚）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
大分市大字荏隈280番地の１　久永コーポＢ202
債務者　釘宮　恵里
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６５号
大分市大手町３丁目８番６号　第１皐月マンション209
債務者　友成　　優
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県奄美市住用町大字川内70番地
債務者　里　　和代
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３０８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子152番地220
債務者　大牟田美穂
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３１１号
岩手県釜石市大平町１丁目６番13号
債務者　菊地　静子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３１３号
盛岡市東仙北１丁目７番59号
債務者　桂　　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３５号
福島県伊達郡国見町大字藤田字宮前22番地３
債務者　熊坂　早苗
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６９号
福島県郡山市日和田町高倉字大口原18番地の360
債務者　星　　香織（旧姓伊藤・三瓶）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
石川県小松市今江町５丁目218番地２
債務者　梶間　京子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３１７号
名古屋市守山区喜多山１丁目１番26号
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１６０号
名古屋市南区要町２丁目２番地の10
債務者　高木　智美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２８号
大分市恵比寿町３番28号　コーリンエステートエビスⅠ201
債務者　小笠原　淳
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８８号
熊本市中央区萩原町８番51号　西田アパート101、前住所熊本市南区八王寺町22番６―202号　サニーハイムⅡ
債務者　石橋　好美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４２号
熊本市中央区八王寺町24番１―301号　八王寺団地１棟301号
債務者　赤星宇弥彦
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４３号
熊本市中央区八王寺町24番１―301号　八王寺団地１棟301号
債務者　赤星　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４９号
熊本市西区上熊本２丁目７番28―404号　ロマネスク上熊本Ⅱ、前住所熊本市中央区新町３丁目３番５―1208号　ニューフレックス新町
債務者　田尻　和美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係